



マイナ保険証に関するQ&A

Q1. 今手元にある保険証はどうなるの？

A1. 2025年12月1日までは使用可能ですので、引き続きお手元にお持ちください。2025年12月2日以降は保険証はご利用できなくなりますので、当健保では回収いたしません。ご自身で廃棄をお願いいたします。

Q2. マイナンバーカードを発行していない人でも会社に個人番号(マイナンバー)を提出しないとイケないのですか？

A2. 医療機関では患者の健康保険資格情報をオンラインで確認しています。(オンライン資格確認)このオンライン資格確認を行うためには、個人番号(マイナンバー)を会社経由で健保システムに登録する必要があります。会社へ個人番号(マイナンバー)を提出頂いていない方は、オンライン資格確認が出来ないため、医療機関で当健保の資格が確認できず、保険適用で受診が出来なくなる可能性があります。

Q3. マイナンバーカードを健康保険証として使うにはどうしたらいいですか？

A3. 医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーで簡単に健康保険証として利用登録が出来ます。その他、マイナポータルやセブン銀行のATMでも利用登録することができます。

Q4. マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしたら、「資格確認書」は廃棄していいですか？

A4. 不要となった資格確認書は、お手数ですが、有効期限が過ぎるまでお持ちいただけますようお願いいたします。有効期限が過ぎましたら、ご自身で廃棄をお願いいたします。

Q5. 「資格確認書」が届いたが、退職を予定しています。「資格確認書」はどうしたらいいですか？

A5. 有効期限内の「資格確認書」は回収する必要がありますので、退職の手続きを行う際に、会社へ返却願います。